

3 その他の疾病等

鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識の普及啓発の推進に努力するとともに、発生動向を早期に把握できる監視体制を強化し、併せて、市町や医療機関等の関係機関の協力を得て連携強化を図り、相談窓口を設置するなど適切な医療体制の確保を目指します。

(1) 鳥インフルエンザ対策

【現状と課題】

ア 発生の危険性

高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）は、これまで主に東南アジア（ベトナム、タイ、インドネシア）で流行し、人への感染及び死亡が確認されています。

全国においても、養鶏の発生事例があり、今後、鳥及び人での発生が拡大、長期化することが想定され、ウィルスが変異し、人に容易に感染する能力を持つことも否定できない状況にあります。

圏域においても複数の養鶏場が存在し、鳥インフルエンザが発生した場合、被害が広がる可能性があり、人への影響も懸念されます。

また、昨今では中国での鳥インフルエンザ（H7N9）の人への感染も発生しており、圏域発生に備えて日頃から体制を整えておく必要があります。

イ 医療体制の整備

- 圏域において鳥インフルエンザが発生した場合、鳥インフルエンザ発生時対応マニュアルにより、熊毛支庁保健福祉環境部（西之表保健所）及び屋久島事務所保健福祉環境課（屋久島保健所）は、鹿児島中央家畜保健衛生所熊毛支所と連携し、「高病原性鳥インフルエンザ現地防疫対策本部」を設置し、「防疫作業員の健康診断、感染防止」「環境調査」を行うとともに、農場関係者及び農場周辺の住民等からの健康相談等に対応し、地域住民の健康に関する不安の解消に努めます。
- 高病原性鳥インフルエンザの感染が疑われ、入院が必要な場合、第2種感染症指定医療機関に入院勧告を行い、適切な医療を提供します。現在、圏域には、種子島医療センター（2床）、公立種子島病院（2床）が確保されています。

【施策の方向性】

ア 地域住民への情報提供と相談体制

- 鳥インフルエンザ発生に備え、国、県（くらし保健福祉部、農政部）、医療機関から収集した情報を必要に応じて熊毛支庁ホームページや市町の広報誌等により、地域住民へ提供し、正しい知識の普及啓発に努めます。
- 地域住民からの相談に熊毛支庁健康企画課、屋久島事務所保健福祉環境課及び各市町の窓口等で対応し、健康に関する不安の解消に努めます。

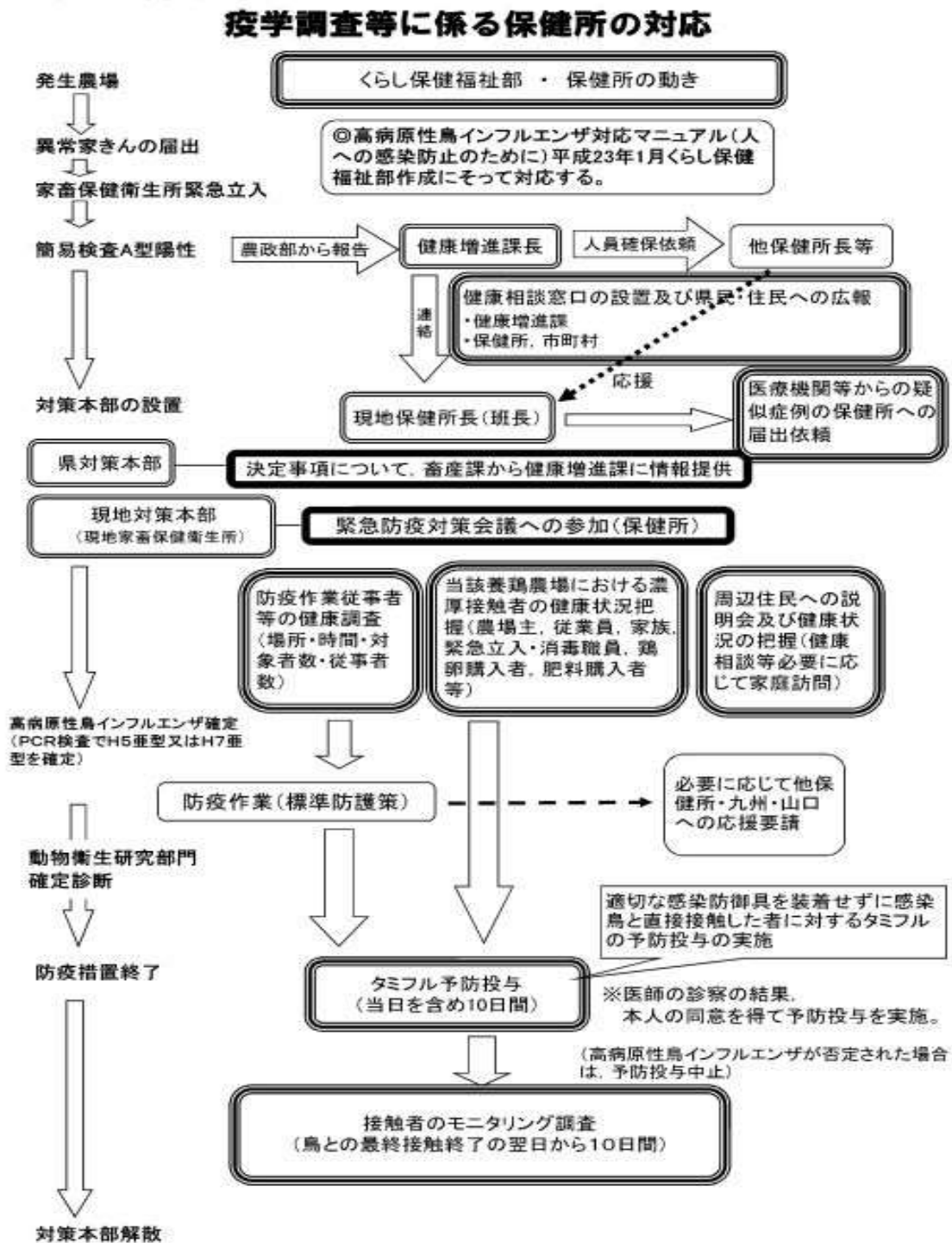
イ 発生予防対策の強化

圏域内の養鶏場管理者への飼養衛生管理の徹底を図り、鳥インフルエンザ発生の予防の強化に努めます。

ウ 医療連携の強化

定期的に鳥インフルエンザ発生時対応マニュアルの見直しを図るとともに、各市町、医師会、医療機関、消防等との連携を強化し対応します。また、研修会や訓練を実施することにより、発生時に冷静、迅速、的確に対応できるように努めます。

【図56】鳥インフルエンザ発生時における保健所・家畜保健衛生所の対応



[鶏舎内等での高病原性鳥インフルエンザ等発生時の対応]

(2) 新型インフルエンザ等対策

【現状と課題】

ア 感染の危機

- 新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。
- 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるため、日頃より発生に備えた体制を整えておく必要があります。

イ 対応マニュアルの整備

平成25年6月国が策定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を基に、県は平成26年2月「鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。圏域においても平成25年度に新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、体制整備を図ったところです。

ウ サーベイランス体制

新型インフルエンザ等は、いつどこで発生するかわかりません。そのため新型インフルエンザ等が出現したことをいち早く察知するために、現在、NESID（感染症サーベイランスシステム）と呼ばれるコンピューターオンラインシステムが使用されています。保健所はシステムにより、感染症情報を入手し、必要に応じて医療機関や地域住民に提供します。

エ 医療機関の受け入れ体制

現在、圏域では、新型インフルエンザ等の疑いのある者又は確定患者が発生した場合、第2種感染症指定医療機関（種子島医療センター（2床）、公立種子島病院（2床））への入院が可能です。

オ 関係機関の整備体制

新型インフルエンザ等が発生した時は、知事を対策本部長とした「鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、圏域においては、「熊毛支部」が設置されます。支部では、各対策推進班が各関係機関と連絡をとり対応にあたります。患者の搬送、医療機関への入院、疫学調査、抗インフルエンザウイルス薬の投与等連携を図ります。

【施策の方向性】

ア 地域住民への情報提供と相談体制

- 新型インフルエンザ等発生に備え、国、県（健康増進課）、医療機関等から収集した情報を、必要に応じて熊毛支庁ホームページや市町の広報誌等により地域住民へ提供し、正しい知識の普及啓発に努めます。
- 地域住民からの相談には熊毛支庁健康企画課、屋久島事務所保健福祉環境課及び各市町の窓口等で対応し、健康に関する不安の解消に努めます。

イ 医療連携の強化

圏域における「新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成し、発生時における各市町、医師会、医療機関、消防等との連携を強化し対応します。また、研修会や訓練を実施することにより、冷静、迅速、的確に対応できるように努めます。

【図57】 県の実施体制

